令和8年度　第3回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校給食費無償化事業	①給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、基準額に基づく支援額を超える物価高騰部分に対して重点支援地方交付金を充当することにより、保護者世帯の経済的負担を軽減する。なお、教職員の給食費に対する支援は含まれない。 ②給食に要する食材費のうち、給食費負担軽減交付金を超える範囲 ③対象児童数：約2,800名、年間給食食材費179,093千円－要保護児童給食費915千円－給食費負担軽減交付金158,158千円 ④市内小学校・義務教育学校前期課程に通う児童の保護者世帯	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食食材費高騰対策事業	①給食費にかかる物価高騰分に重点支援交付金を活用することにより、保護者世帯の経済負担を軽減する。なお、教職員の給食費に対する支援は含まれない。 ②1食あたりの調理に要する食材費の物価高騰分 ③対象生徒数：1,452名、食材費設定単価418円から保護者負担額326円を控除した差額92円、給食提供日数中1・中2は190日（970人）、中3は180日（482名） ④市内中学校・義務教育学校後期課程に通う生徒の保護者世帯	R8.4	R9.3
3	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設等物価高騰対策事業（R8事業）	①物価やエネルギー価格高騰の影響を受ける、市内の社会福祉施設、保育施設、学校施設等の負担軽減を図り、安定的なサービスの提供を確保する。 ②光熱費等高騰分 ③光熱費高騰分支援57,525千円、米価高騰分支援505千円 ④市内の社会福祉施設、保育施設、学校施設等	R8.4	R9.3
4	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）（R8事業）	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分（当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める） ③価格転嫁分に相当する金額　10,000千円 工事（その他）1件、役務（その他）2件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業	R8.6	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付商品券発行事業（R8補正分）	①物価高騰の影響を受けた地域の消費を喚起するため、電子プレミアム付商品券を追加発行し、市民への支援を実施 ②補助金等 ③補助金15,707千円(1,750円×8,975セット)＋委託料3,493千円　※7,369千円は一般財源 ④市民	R8.6	R9.3
6	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	家庭用省エネ機器購入補助金（R8補正分）	①家庭におけるエネルギー価格高騰による負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援 ②40千円を上限とし、補助金として交付（補助率1/2） ③40千円×25世帯＝1,000千円 ④省エネ基準100%以上の冷蔵庫、エコキュート、エアコンを購入・買換えする市民	R8.7	R9.3
7	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	宅配ボックス設置補助事業（R8補正分）	①燃料価格高騰の影響を受ける宅配事業者の効率的な配送による燃料削減及び市民の自発的な脱炭素行動を支援 ②20千円を上限とし、補助金として交付（補助率1/2） ③10千円×50世帯＝500千円 ④宅配ボックスを設置する市民	R8.7	R9.3
8	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	冬の生活支援一時金支給事業（R8補正分）	①灯油価格が高止まりが見込まれるため、高齢者世帯等の冬の生活支援として燃料代を支援 ②1世帯あたり10千円を支給 ③10千円×550世帯＝5,500千円、封筒代など需用費20千円、郵便代など役務費107千円 ④対象世帯：65歳以上の寝たきり高齢者がいる世帯、独居高齢者世帯、障がい者（身体または精神1級・療育A判定）のいる世帯、住民税非課税ひとり親世帯	R8.7	R9.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	住まいの応援事業（R8補正分）	①物価高騰の影響を受ける市民に対して、居住している住宅のリフォームや融雪槽設置工事に係る費用の一部を補助することにより消費の下支えを図る。 ②リフォーム費・設置工事費の10%（上限150千円）を補助 ③住宅リフォーム2,000千円、融雪槽5,000千円 ④住宅のリフォーム又は融雪槽を設置する市民（融雪槽については所有する共同住宅に設置する法人を含む）	R8.6	R9.3